



## 告示

示

## 公布された条例等のあらまし

## ◇新規就農者経営安定資金貸与規則を廃止する規則（規則第一七号）

## 規則の概要

新規就農者経営安定資金の貸付けの相手方を財団法人しまね農業振興公社に変更することにより、規則で定める必要性がなくなったため、廃止することとした。

## 二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

## 規則

新規就農者経営安定資金貸与規則を廃止する規則をここに公布する。  
平成十五年三月十四日

島根県知事 澄田信義

## 島根県規則第十七号

新規就農者経営安定資金貸与規則を廃止する規則

新規就農者経営安定資金貸与規則（平成十二年島根県規則第十九号）は、廃止する。

## 附則

（施行期日）  
1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この規則の施行の日前にこの規則による廃止前の新規就農者経営安定資金貸与規則第七条の規定により貸与の決定を行った新規就農者経営安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第二百十七号  
介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。  
島根県知事 澄田信義  
平成十五年三月十四日

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 かしま福祉会	痴呆対応 型共同生 活介護	ヘルパーステー グループホーム あとむ苑	八束郡鹿島町北 講武字堀部八八 五番地六	平成十五年三月 一日
有限会社 ナイ スケア	訪問介護	ハピネヘルパース テーン・ヨン出雲 ツえ	松江市古志原五 丁目十番十四号	平成十五年三月 一日
株式会社 ハピ ネライフケア	訪問介護	ハピネデイサービ スセンターア出雲	出雲市渡橋町三 〇三番地三	平成十五年三月 一日
特定非営利活動 法人 はとばつ ぽ	通所介護			
デイサービス は とばつ ぽ				
浜田市田町一一 三番地三				
一日				

## 島根県告示第二百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）第四十六条第一項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第八十五条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社サクシード・グループ	株式会社サクシード・グループケア サービスりんご	出雲市大津新崎町六丁目四三崎前ビル一〇三号室	平成十五年三月十日

## 島根県告示第二百十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年島根県規則第十七号）第二条の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄田信義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関	所在地	指定年月日
岩佐潤二	整形外科 島根医科大学医学部附属病院	出雲市塩冶町八九一一	平成十五年二月二十七日	

地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄田信義

頓原町土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所

理事	景山一	飯石郡頓原町大字都加賀二六番地
	板垣徳明	飯石郡頓原町大字都加賀四六番地
	景山稔	飯石郡頓原町大字八神一一七七番地
	長島賢二	飯石郡頓原町大字佐見四六二番地
	柳生哲夫	飯石郡頓原町大字頓原村一〇三二番地
	永田和男	飯石郡頓原町大字長谷六六三番地二
	安部博明	飯石郡頓原町大字獅子二三六番地二
	木村勉	飯石郡頓原町大字頓原村一七三五番地
	柳原陽二	飯石郡頓原町大字長谷一六八番地
	吉川英雄	飯石郡頓原町大字花栗六六五番地五
	三輪豊三	飯石郡頓原町大字角井一一四五番地五
	那須久三	飯石郡頓原町大字頓原村一三一番地

監事

理事	塙原勉	飯石郡頓原町大字獅子二七一番地
	鳥屋ヶ原孝	飯石郡頓原町大字頓原町二三七五番地内一

二 就任年月日

平成十四年十一月十七日

三 退任した役員の氏名及び住所

島根県告示第二百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土

理事	景山一	飯石郡頓原町大字都加賀二六番地
	讃岐達之	飯石郡頓原町大字都加賀二三四番地
	岩門保具	飯石郡頓原町大字八神一〇四四番地

<p><b>島根県告示第二百二十一号</b></p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、大田市三瓶土地改良区の定款変更を平成十五年三月六日付で認可した。</p> <p>平成十五年三月十四日</p>	<p><b>島根県告示第二百二十二号</b></p> <p>島根県知事 澄田信義</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、八束郡鹿島町土地改良区理事長から七田地区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。</p> <p>平成十五年三月十四日</p>	<p><b>島根県告示第二百二十三号</b></p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第三項の規定により、玉湯町土地改良区理事長から根尾地区における換地処分を平成十五年二月二十六日付で行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。</p> <p>平成十五年三月十四日</p>
		<p>島根県知事 澄田信義</p> <p>一 縦覧に供する書類の名称 換地計画書</p> <p>二 縦覧の期間 平成十五年三月十四日から二十一日間</p> <p>三 縦覧の場所 鹿島町役場</p>

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄田信義

**島根県告示第二百二十六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年三月四日付けで県営土地改良事業に係る飯石北地区郷小原工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄田信義

**島根県告示第二百二十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄田信義

**島根県報**

田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第二百二十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄田信義

一 保安林の所在場所  
邇摩郡仁摩町大字大国町字コウジカメ一七五五の一、字松篠三六四九、三六五〇の一、三六五〇の二、三六五一

**二 指定の目的**

土砂の流出の防備

**三 指定施業要件****(一) 立木の伐採の方法**

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(二) 立木の伐採の限度**

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第二百二十九号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があるので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- (一) 立木の伐採の限度
  - 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
      - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄田信義

### 一 届出の概要

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーホームセンターいない松江南店（仮称） 島根県松江市乃木福富町一二二街

区

#### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社いない 代表取締役 稲井範行 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

#### 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社いない 代表取締役 稲井範行 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

#### ○番地

#### 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十五年十一月二日

#### 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六、〇〇〇平方メートル

#### 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

二八三台 店舗所在地内

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

四四台 店舗所在地内

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

九〇〇平方メートル 店舗所在地内

#### (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一二〇立メートル 店舗所在地内

#### 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前七時三十分 閉店時刻 午後八時  
来客が駐車場を利用ができる時間帯

午前七時から午後八時三十分まで

(二) 駐車場の自動車の出入口の数  
四カ所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行ふことができる時間帯

午前七時から午後八時三十分まで

(五) 荷さばき施設における荷さばきを行ふことができる時間帯

午前七時から午後八時三十分まで

(六) 荷さばき施設における荷さばきを行ふことができる時間帯

### 二 届出年月日

#### 1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商企画課

#### 2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

#### 3 意見の内容

#### 4 意見を述べる理由

#### 5 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

### 島根県告示第二百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四

に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄田信義

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

### 一 届出の概要

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミ出雲店 島根県出雲市大島町二四一一外

#### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西泰明 広島県南区京橋町一一番二二号

#### 3 変更しようとする事項

##### (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前十時

(変更後) 午前九時三十分

##### (二) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

(変更前) 午前九時四十五分から午後十時十五分

(変更後) 午前九時十五分から午後十時十五分

#### 4 変更の年月日

平成十五年三月十五日

### 二 届出年月日

平成十五年三月三日

### 三 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興課（出雲市今市町一〇九番地一）

### 四 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商企画課

### 2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容  
(五) 意見を述べる理由

### 島根県告示第二百三十一号

平成十四年島根県告示第千四十二号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により出雲市から意見を聴取したので、同条第三項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄田信義

### 島根県告示第二百三十二号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する隠岐支庁又は土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄田信義

						県道		道路の種類		区間	の域
多伎江南出雲線		上久野大東線		宮内掛合線		路線名					
後 B	前 B	前 A	後 B	前 A	後 B	前 B	前 A	後 B	前 A	後 B	前 A
三・〇〇・ 二〇・〇〇 一〇・〇〇	二・〇〇・ 一〇・〇〇 九・〇〇	七・〇〇・ 二四・〇〇 九・〇〇	二・〇〇・ 二五・〇〇 一〇・〇〇	三・五〇・ 二五・〇〇 一〇・〇〇	一〇・〇〇・ 三一・〇〇 一〇・〇〇	一〇・〇〇・ 三二・〇〇 一〇・〇〇	四・五〇・ 八・五〇 一〇・五・五〇	三・五〇・ 二一・〇〇 一〇・五・五〇	三・五〇・ 五・〇〇 一〇・五・〇〇	四・〇〇・ 二〇・〇〇 一〇・五・〇〇	三・五〇・ 一〇・〇〇 一〇・五・〇〇
三三〇・〇〇	三三〇・〇〇	四一五・〇〇	一三・〇〇	一三・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇・五・五〇	一三三・〇〇	一三六・〇〇	一〇五・〇〇	一〇五・〇〇
出雲市下古志町九四八番九地先から同市塩治町 四〇一番一地先まで		大原郡大東町大字篠淵五番一地先から同地番先 まで		大原郡大東町大字篠淵一八番五地先から同大字 五番一地先まで		飯石郡掛合町大字穴見一五一番一地先から同大 字一五七番一地先まで		飯石郡掛合町大字穴見一八四番一地先から同大 字一八七番二地先まで		区間	
出雲土木建築事務所				木次土木建築事務所				管轄する隠岐支庁又 は土木建築事務所の 名称			
ダブルウェイ解消	上記のA及びBは関 係図面に表示する敷 地の区分をいう。	ダブルウェイ解消	減幅	”	不用物件発生	一部町道移管	”	”	拡幅	道路改良工事	備考

線 大國馬路停車場		仁摩瑞穂線						田儀山中大田線						
後 一一〇〇	前 一六〇〇	後 三・五〇〇 四・六〇	前 三・五〇〇 一〇〇〇	後 一八〇〇 四六〇〇	前 一三〇〇 四六〇〇	後 一八〇〇 二三〇〇	A 九〇〇	後 五・七〇〇 一八〇〇	B 一四〇〇 一八〇〇	前 五・七〇〇 一三〇〇	後 一七〇〇 二一〇〇	前 一七〇〇 二一〇〇	後 一〇〇〇 一四〇〇	前 一二〇〇 一七〇〇
後 七〇〇	前 七〇〇	後 六七〇〇	前 一〇一〇	後 二四〇〇	前 二四〇〇	後 二二八・八〇	A 二七〇〇	後 二二八・八〇	B 二七〇〇	前 二二七・〇〇	後 一七〇〇	前 一七〇〇	後 七五〇〇	前 七五〇〇
大田土木建築事務所														
減幅 " " " "	不用物件發生	減幅 " " " "	不用物件發生	減幅及び減幅 " " " "	不用物件發生	拡幅 " " " "	拡幅 " " " "	拡幅 " " " "	拡幅 " " " "	不用物件發生	減幅 " " " "	不用物件發生	減幅 " " " "	

**島根県告示第二百三十三号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する隱岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年三月十四日

西郷布施線		蟠竜湖線		仁摩瑞穂線					
益田市高津四丁目イ二三五五番一四地先から同 市イ二五五〇番二八地先まで		益田市高津四丁目イ二三五五番一四地先から同 市イ二五五〇番二八地先まで		邑智郡川本町大字多田一一一番一地先から同大 字一〇番五地先まで		邑智郡川本町大字多田一〇五番五地先から同大 字一三二番一地先まで		邑智郡川本町大字多田一一一番一地先から同大 字一〇番五地先まで	
後 B		前 A		後 B		前 C		前 B	
一〇・〇〇～ 四〇・〇〇～	七・〇〇～ 三〇・〇〇	七・〇〇～ 三四・〇〇	一三・五〇～ 三四・〇〇	一〇・二〇～ 二三・〇〇	八・〇〇～ 六三・〇〇	四・〇〇～ 三八・〇〇	四・〇〇～ 八・〇〇	八・〇〇～ 六三・〇〇	四・〇〇～ 三八・〇〇
一、三〇二・〇〇	一、九五〇・〇〇	一、九五〇・〇〇	三六六・〇〇	三六六・〇〇	八六五・〇〇	七四七・〇〇	一三八・〇〇	八六五・〇〇	七四七・〇〇
隱岐支庁		益田土木建築事務所		川本土木建築事務所					
ダブルウェイ		上記のA及びBは関 係図面に表示する敷 地の区分をいう。		拡幅		トリプルウェイ解消		上記のA、B及びC は関係図面に表示す る敷地の区分をい う。	



				須川谷日原線	鹿足郡日原町大字日原一〇七番一〇地先から同 大字八六番六地先まで	一九〇・〇〇	平成十五年三月十 五日	津和野土木事務所
				西郷布施線	鹿足郡日原町大字須川字河内道下五五番一地先 から同大字字三本松道上四三番一地先まで	一九六・〇〇	平成十五年三月二 十一日	隱岐支庁
				西郷布施線	鹿足郡西郷町大字大久字内水一番七地先から同 字一番三地先まで	一二〇・〇〇	平成十五年三月一 日	隱岐支庁
				西郷布施線	鹿足郡布施村大字卯敷字北向平九番一地先から同 字一五七番一地先まで	一、三〇一・〇〇	平成十五年三月一 日	津和野土木事務所

## 島根県告示第二百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄田信義

## 一 施行者の名称

大田市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

平成十一年島根県告示第二百二十一号大田都市計画道路事業

三・五・十一号栄町高禅寺線

## 三 事業施行期間

平成十一年二月十六日から平成十七年三月三十一日まで

## 四 事業地

(一) 収用の部分  
変更なし

(二) 使用の部分  
変更なし

## 島根県告示第二百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄田信義

## 一 施行者の名称

西郷町

## 二 都市計画事業の種類及び名称

西郷都市計画公園事業

六・五・一号 西郷運動公園

## 三 事業施行期間

平成九年三月七日から平成十六年三月三十一日まで

## 四 事業地

(一) 収用の部分  
変更なし

(二) 使用の部分  
変更なし

**島根県告示第二百三十六号**

島根県指定金融機関等の名称等（昭和五十七年島根県告示第四百五十号）の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から施行する。

平成十五年三月十四日

第三号の表島根県信用漁業協同組合連合会の項中

益田市支店	益田市高津町
を	
浦郷支店	益田市高津町
	隱岐郡西ノ島町

に改め

島根県知事 澄 田 信 義

この法人は、有用微生物の活用を中心に、有機廃棄物の資源化や自然循環型農業の普及などに関する事業を地域住民に対して行うことで、循環型社会の形成と地球環境の保護に貢献する。

**六 縦覧に供する書類**

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

**七 縦覧期間**

申請書を受理した日から二月間

**八 縦覧場所**

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

る。

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の認証申請があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

**一 作業種類**

公共測量

**二 作業期間**

平成十五年二月十四日から平成十五年八月三十一日まで

**三 作業地域**

松江市（八幡町・矢田町・白潟町・伊勢宮町・浜佐陀町・岡本町）、出雲市（大津町・上島町・馬木町・西園町）、安来市（島田町）、平田市（鹿園寺町・灘分町・西郷町）、八束郡美保関町、八束郡鹿島町、八束郡八束町、八束郡宍道町、簸川郡大社町、簸川郡斐川町、大原郡加茂町、大原郡木次町、飯石郡三刀屋町地内

- 一 申請のあつた年月日  
平成十五年三月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人コスモ銀河計画
- 三 代表者の氏名  
藤原一利
- 四 主たる事務所の所在地  
島根県仁多郡横田町大字下横田一三六番地一一
- 五 定款に記載された目的

次の開発行為に関する工事が完了したのち、都市計画法（昭和四十二年法律第二百四十九号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄田信義

一 開発区域

八束郡玉湯町大字湯町「一五四番地」外五筆

面積 七五一・三三三平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八束郡玉湯町大字湯町「一七五番地

永井元雄

島根報

島根県

平成十五年三月十四日

**特定期調達公告**

都市計画法（昭和四十三年法律第二百四十九号）第六十一条第一項の規定により、都市計画事業の認可の告示（平成十五年三月十日中国地方整備局告示第十八号）があつたのち、同法第六十六条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画道路事業三・三・六号出雲市駅前矢尾線

二 施行者の名称

島根県

三 事務所の所在地

出雲市大津町 出雲土木建築事務所

四 事業地

収用の部分 出雲市今市町及び今市町北本町一丁目地内  
使用の部分 なし

**教育委員会規則**

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成十五年三月十四日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

**島根県教育委員会規則第1号**

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成15年3月14日

島根県知事 澄田信義

1 役務の名称及び数量

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成15年3月3日

4 落札者の氏名及び住所

カナツ技建工業株式会社 島根県松江市春日町636番地

5 落札金額

1,197,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成14年12月27日

を次のように改正する。

第四条第三項を削る。

第十一条中「使用者」を「施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改める。

第十六条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表の一の表を次のように改める。

一回数利用券を発行する場合の使用料

(一) 第一道場（柔道場）、第二道場（剣道場）、弓道場、相撲場又はトレーニング場

区 分		金額	区 分	金額
幼稚園の児童、小学校の児童若しくは中学校の生徒又は高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者	一回券 五〇〇円	幼稚園の児童、小学校の児童若しくは中学校の生徒又は高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者	一回券 五〇〇円	上記の者以外の者（三歳未満の者を除く。）
中学校の生徒又は高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者	一回券 一、〇〇〇円	上記の者以外の者（三歳未満の者を除く。）	一回券 一、〇〇〇円	一回券 一、六〇〇円
上記の者以外の者	一回券 二、二〇〇円	上記の者以外の者	一回券 二、二〇〇円	一回券 三、二〇〇円

(二) トレーニング室

区 分		金額		
中学校の生徒又は高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者	一回券 一、〇〇〇円	幼稚園の児童、小学校の児童若しくは中学校の生徒又は高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者	一回券 五〇〇円	上記の者以外の者（三歳未満の者を除く。）
上記の者以外の者	一回券 二、二〇〇円	上記の者以外の者	一回券 一、〇〇〇円	一回券 一、六〇〇円

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十四日

島根県教育委員会規則第三号

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立体育施設条例施行規則（昭和五十二年島根県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「（島根県立水泳プールにあっては、午後五時）」を削る。

第九条第一項第一号の表水泳プールの項中

水泳場

水泳場

トレーニング室

トレーニング室

め、同表サッカー場の項を次のように改める。

第九条第一項第一号の表水泳プールの項中

水泳場

水泳場

トレーニング室

トレーニング室

サッカーフィールド		競技場	使用開始の日前	七日
大会室	本部室	大會議室	二日	

第十五条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表の一の表を次のように改める。

一 水泳プール

(一) 回数利用券を発行する場合の使用料

区 分		金額		
幼稚園の児童、小学校の児童若しくは中学校の生徒又は高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者	一回券 一、〇〇〇円	幼稚園の児童、小学校の児童若しくは中学校の生徒又は高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者	一回券 一、〇〇〇円	上記の者以外の者（三歳未満の者を除く。）
添人（未就学児の人数と同じ人数までに限る。）又は見学者	一回券 四、一〇〇円	添人（未就学児の人数と同じ人数までに限る。）又は見学者	一回券 四、一〇〇円	上記の者以外の者（三歳未満の者を除く。）

ロ トレーニング室	その他の	一回券	一回券	一回券
	二、三〇〇円	四、八〇〇円	七、四〇〇円	

区 分	中学校の生徒又は これに準ずる者	高等学校の生徒若 しくは大学の学生 又はこれらに準ず る者	上記の者以外の者
金額	一回券 一、〇〇〇円	一回券 二、三〇〇円	一回券 三、三〇〇円
ト レ ニ ン グ 室	六六〇円	三七〇円	

(二) 冷暖房器具を使用する場合の一時間当たりの使用料

## 選挙管理委員会告示

この規則は、平成十五年七月一日から施行する。

### 島根県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第六条第一項の規定に基づき設立の

届出のあつた政治団体は次のとおりであつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

一 その他の政治団体

### 島根県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第七条第一項の規定に基づき異動事項の届出のあつた政治団体は次のとおりであつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

#### 一 政党

自由民主党益田支部 部	自由民主党佐田町支 部	名 称		異動事項
		新	旧	
前田 士	長島 智年			内 容
安野 実	山本京太郎			

会計責任者		代表者		政治団体の名称		主たる事務所の所在地		異動事項		名称		主たる事務所の所在地	
片寄 栄治	福田悌次郎	小川 満治	八束郡島根町大字野波一九六五十三	こうか満広後援会	萬代 輝正	出雲市矢野町一八五	新	異動内容	稻麦会	自由民主党浜田支部	会計責任者	藤間 元康	町一五〇
亀井 常	野津 博邦	石川 光男	八束郡島根町大字野波二三六五	紅花みつひろ後援会	萬代 宣雄	出雲市矢野町一五〇一	旧	益田支部	公明党石見東総支部	会計責任者	松井東司彦	横田 善雄	町一三一八一三一

二 その他の政治団体		会計責任者		代表者		主たる事務所の所在地		会計責任者		代表者		主たる事務所の所在地	
出雲市澄田信義後援会	横田 善雄	大谷 弘幸	江津市二宮町神主ハ一八四一一	藤間 元康	松井東司彦	江津市二宮町神主ハ一八四一一	藤間 元康	横田 善雄	出雲市澄田信義後援会	藤山 勉	藤間 元康	町一五〇	邇摩郡仁摩町大字宅野
がんばろう島根県民ネットワーク	佐々木恵二後援会	益田支部	江津市二宮町神主ハ一八四一一	平田市平田町九五一	堀内 功	平田市平田町九五一	平田市平田町九五一	飯塚 克己	がんばろう島根県民ネットワーク	市政を知る市民の会	二一五三	出雲市姫原四一八一三	安来市飯島町一七七一

島根県選舉管理委員会告示第十二号		会計責任者		代表者		会計責任者		会計責任者		代表者		会計責任者		主たる事務所の所在地	
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき解散	石井政行後援会	三島治後援会	吾郷武郎後援会	田中ひろみつ後援会	佐々木恵二後援会	益田支部	田中ひろみつ後援会	吾郷英信	奥原 勇	太田 照美	堀内 功	平田市平田町九五一	平田市平田町九五一	出雲市今市町北本町	安来市飯島町一六〇七
石井政行	嘉多川 一男	松江市南田町二四三九	大嶋 勲	吾郷 武	長谷川 進	荒木 登	田中美知夫	吾郷 昭	奥原 勇	飯塚 克己	堀内 功	平田市平田町九五一	平田市平田町九五一	出雲市今市町北本町	安来市飯島町一六〇七

の届出のあつた政治団体は次のとおりであつたので、同法第十七条第三項の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

一 その他の政治団体

島根県選挙管理委員会委員長  
津田和美

名 称	解 散 年 月 日
中津恵吉を励ます会	平成十四年十二月三十一日
西尾健治を励ます会	平成十四年十二月三十一日
七五三勝巳後援会	平成十四年五月五日

島根県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定に基づき届出のあつた資金管理団体は次のとおりであつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

石井 政行	届出をした 者の氏名
議員 島根県議会	公職の種類
石井政行後援会	資金管理団体の名称
八九	主たる事務所の 所在地
能義郡広瀬町広瀬八	氏 代表者の 名
石井 政行	

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

平成十五年三月十四日

島根県選挙管理委員会委員長

施設の名称	身体障害者療護施設コスモス
所在地	仁多郡横田町大字稻原五七番地六
指定年月日	平成十五年三月四日

公安局員會規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改

島根県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十九条第三項の規定に基づき異動

事項の届出のあつた資金管理団体は次のとおりであつたので、同法第十九条の一第一項の

平成十五年三月十四日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

三島 治	届出をした 者
三島治後援会	資金管理団体の名称
主たる事務所の所在地	異動事項
四 松江市南田町二一	新
松江市西津田五 一二一三九	旧

島根県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第三項第一号、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第一号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

正する規則をここに公布する。

平成15年3月14日

#### 島根県公安委員会規則第4号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会規則第6号の一部を次のように改正する。

本則の表浜田警察署浜田駅派出所の項を削る。

本則の表浜田警察署東交番の項名称の欄中「東交番」を「浜田駅前交番」に改め、同項目の欄中「竹迫町」を「浅井町」に改め、同項所管区の区域の欄中「松原町、外ノ浦町、」を削り、「竹迫町」の次に「、野原町」を加える。

本則の表浜田警察署西交番の項所管区の区域の欄中「浜田市」の次に「松原町、外ノ浦町、」を加え、「、野原町」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成15年3月17日から施行する。ただし、本則の表浜田警察署東交番の項所管区の区域の欄及び同表浜田警察署西交番の項所管区の区域の欄の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

### 島根県議会規則第1号

島根県議会傍聴規則（昭和四十五年議会告示第1号）の全部を改正する。

平成十五年三月十四日

### 議 会 規 则

#### 島根県議会規則第1号

島根県議会傍聴規則

（目的）

第一條 本規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百三十条第三項及び

島根県議会委員会条例（昭和三十四年島根県条例第十四号）第十六条第一項の規定に基

て、島根県議会の会議及び委員会（以下「会議等」という。）の傍聴について必要な事項を定めるににより、円滑な傍聴の実施を図ることを目的とする。

（傍聴席の区分）

**第一条** 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。  
(傍聴席の定員)

**第二条** 一般席の定員は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

一 本会議場 百十七人（うち五人は車いす利用者とする。）

二 第一委員会室、第二委員会室、第三委員会室、第四委員会室及び第一会議室 各五人

三 第一会議室 十人

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、議長または委員長（以下「議長等」という。）におこしられを増減することができる。

（傍聴章の交付及び着用）

**第四条** 一般席の傍聴席は、議長が別に定める傍聴章の交付を受けて着用しなければならない。

（傍聴の交付）

**第五条** 傍聴の受付は、会議等との傍聴受付簿（別記様式）に住所氏名を記入するにより行う。

2 受付は、会議等当日の開議予定時刻の一時間前から行う。

3 傍聴章は、会議等との先着順に交付する。ただし、前項に規定する受付開始時刻に定員を超える場合は抽選によるものとする。

（傍聴章の返還）

**第六条** 傍聴章を受けた者は、傍聴を終え退席しようとするときは、これを返還しなければならない。

（議場等への入場禁止）

**第七条** 傍聴者は、議場及び委員会の会議場（以下「議場等」という。）に入るにができない。ただし、報道関係者で撮影等取材のため議長等の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴席に入る事ができない者）

**第八条** 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 刃物その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帶している者

二 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕等を携帶している者

三 拡声器、楽器等を携帶している者

四 酒気を帯びていると認められる者

五 その他会議等を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

二 議長等は、必要と認めたときは、傍聴者に対し、係員をして、前項第一号から第三号までに規定する物品を携帶しているか否かを質問させることができる。

三 議長等は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

四 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長等の許可を得た場合はこの限りでない。

(傍聴者の守るべき事項)

第九条 傍聴者は、傍聴席にあるときは静肅を旨とし、次の事項を守らなければならない。

  - 一 会議等における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - 二 笑い声、私語により会議等を妨害しないこと。
  - 三 はち巻、腕章、ゼッケン等を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕等を掲げる等示威的行為をしないこと。
  - 四 帽子、コート、マフラー等を着用しないこと。ただし、病氣その他の理由により議長等の許可を得た場合は、この限りでない。
  - 五 飲食又は喫煙をしないこと。
  - 六 傍聴席からみだりに離れないこと。
  - 七 他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - 八 携帯電話その他の音声を発する機器を携帶しないこと。ただし、あらかじめ電源を切っている場合はこの限りではない。
  - 九 その他議場等の秩序を乱し、又は運営の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第十条 傍聴者は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、議長等の許可を得た者及び報道関係者はこの限りでない。

(係員の指示)

**第十一條** 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。  
（違反に対する措置）

### (違反に対する措置)

**第十二条** 傍聴者がこの規則に違反するときは、議長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

ないとぎは、これを退場させることかでぎる。

定める。

この規則は、平成十五年四月三十日から施行する。

はこの限りでない。

- 五 その他会議等を妨害することを疑うに足りる顯著な事情が認められる者  
議長等は、必要と認めたときは、傍聴者に対し、係員をして、前項第一号から第三号  
までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

二 議長等は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止する  
ことができる。

三 議長等は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止する  
ことができる。

四 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長等の許可を得た場合  
はこの限りでない。

**第九条** 傍聴者は、傍聴席にあるときは静肅を旨とし、次の事項を守らなければならない。  
一 会議等における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。  
二 笑い声、私語により会議等を妨害しないこと。  
三 はち巻、腕章、ゼッケン等を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕等を掲げる等示威的行為をしないこと。

- 四 帽子、コート、マフラー等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長等の許可を得た場合は、この限りでない。

五 飲食又は喫煙をしないこと。

六 傍聴席からみだりに離れないこと。

七 他人の迷惑となる行為をしないこと。

八 携帯電話その他の音声を発する機器を携帯しないこと。ただし、あらかじめ電源を切っている場合はこの限りではない。

九 その他議場等の秩序を乱し、又は運営の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第十条 傍聴者は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、議長等の許可を得た者及び報道関係者はこの限りでない。

第十条

**第十条** 傍聴者は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。  
ただし、議長等の許可を得た者及び報道関係者はこの限りでない。

## 別記様式

傍 聽 受 付 簿

(会議等の名称 )

年 月 日

平成15年3月14日

島根県報

第1,452号 (22)

平成十五年三月十四日印刷  
毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月  
金一千四百二十円

(送料共)